

(仮称) 石狩市公用車ドライブレコーダー等の設置及び管理運用に関する要綱
骨子

【目的】

- ・ 交通事故発生時等における原因究明及び責任の明確化を図ること、及び職員の安全運転意識及びマナーの向上を図ることを目的に、公用車に設置するドライブレコーダーの適正な管理運用について必要な事項を定めること

【管理責任者の設置】

- ・ ドライブレコーダー及びデータを管理、操作及びデータの取扱いができるものは、石狩市公用自動車管理規則に定める車両管理者とすること

【ドライブレコーダー等の取扱い】

- ・ ドライブレコーダーに設置されたデータを記録するメモリーカード等の記録媒体は、後述する場合を除き、ドライブレコーダーから取り出してはならないこと

【データの取扱い】

- ・ データは、後述する場合に限り記録媒体から取り出すことができること
- ・ 記録媒体から取り出したデータは、管理責任者が指定したコンピュータに保存すること

【データの内部利用】

- ・ データの内部利用は、公用車の運行中に発生した交通事故等及びトラブルに関する事実の確認並びに交通事故等の分析及び原因究明に限るものとし、これらの目的以外に利用してはならないこと

【データの外部への提供】

- ・ 次に掲げる場合を除き、データは外部に提供してはならないこと
 - (1) 交通事故等の原因究明のため、その当事者から書面による提供依頼があったとき
 - (2) 法令の規定に基づき捜査機関等から書面による照会があったとき
- ・ データを外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守することについて書面を提出させること
 - (1) データを適正に管理すること

- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと
- (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却または破砕等必要な処理を行うこと
- データを外部に提供したときは、管理責任者は次に掲げる事項を記録し、提供したときから一定期間、提供したデータとともに保管しなければならないこと
 - (1) 外部へ提供を行った日時
 - (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
 - (3) 目的及びその理由
 - (4) 該当データの内容

【関係条例等の遵守】

- データに関する取扱いは、要綱に定めるものの他、石狩市個人情報保護条例及び石狩市個人情報保護条例施行規則の規定によるものとする